

湯沢市防災士の会 設立総会



日 時：令和3年2月10日(水)

午後6時30分

場 所：湯沢市役所本庁舎2階

会議室25・26

総 会 次 第

1. 開 会

2. 湯沢市長あいさつ

3. 「湯沢市防災士の会」設立までの経過

4. 議長選出

5. 議 事

- ・議案第1号 規約（案）について
- ・議案第2号 会長及び副会長の選任について
- ・議案第3号 幹事の指名について
- ・議案第4号 事業計画（案）について

6. 議長退任

7. その他

8. 閉 会

「湯沢市防災士の会」設立までの経過

近年、全国では毎年のように各地で災害が発生し、住民の生命や財産が損なわれる事象が多数発生している中、本市においても、これらは決して他人事ではなく、「起こりうること」としてとらえ、大規模災害に備える体制づくりを整備する必要があります。

そこで、市民への防災知識の普及及び地域防災力の向上を図り、安心・安全なまちの実現を目指すため、市内在住の防災士による組織の設立に向けた取り組みを進めてきました。

そして、本日、「湯沢市防災士の会」の発足に至っております。

○これまでの取り組み

令和2年8月18日 市内在住の防災士47名に対し、「(仮称)湯沢市防災士の会」の設立への協力及び防災士の活動に関するアンケート調査を実施(回答者36名、うち、24名が会の活動に参加意向を示す)

令和3年1月18日 「(仮称)湯沢市防災士の会」の設立にかかる打合せ会を開催(15名出席)

- ・会の発足目的、規約(案)及び今後の活動について確認
- ・湯沢市総務部総務課防災監兼総合防災室長による講話(「防災士って何ができるの?」)を実施

議案第1号 規約（案）について

湯沢市防災士の会規約（案）

（名称）

第1条 本会は「湯沢市防災士の会」（以下、「本会」という。）と称する。

（会員資格）

第2条 本会は、目的に賛同する湯沢市在住又は湯沢市内に勤務する者で防災士資格を有する有志によって構成する。

2 防災士以外の防災有志者についても、幹事会の承認により加入することができる。

（目的）

第3条 本会は、「自助」「共助」「協働」の原則のもと、会員のネットワークを構築し、防災士としての活動とスキル向上を支援することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 防災士としての活動と防災・減災のスキル向上に資する活動に関すること。
- (2) 防災士活動の広報・啓発に関すること。
- (3) 会員相互の交流に資する活動に関すること。
- (4) 市内自主防災組織との連携に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動実施に関すること。

（事務局）

第5条 本会の事務局は、湯沢市総務部総務課内に置く。

（役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。役員は会員のうちから選任する。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 幹 事 若干名

2 本会に上記以外の役員、顧問を総会の承認により置くことができる。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 会長及び副会長は、総会において選任し、承認を得るものとする。

5 幹事は、会長が指名する。

6 会長は、本会を代表して会務を総括し、総会、幹事会を招集するとともに会議を主宰する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには職務を代行する。

8 幹事は、本会の事業全般について成果をとりまとめ、総会に報告する。

(会議)

第7条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 幹事会

2 総会は、年1回以上開催し、役員を選任・事業計画の決定及び事業成果報告を行う。

3 総会は会員（委任状によるものを含む。）の過半数の出席により成立するものとする。

4 総会の議決は、出席した会員（委任状によるものを含む。）の過半数の賛成によるものとする。

5 幹事会は、会長が招集し、会務全般について協議し、必要な事項の執行にあたる。

(会計)

第8条 本会の会費は、無料とする。

(規約の改正)

第9条 本規約は、幹事会を経て、かつ、総会の承認により改正することができる。

附則

1. この規約は、令和3年2月10日から施行する。

2. 本会の設立当初の役員は、第6条中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとし、その任期は第6条第3項の規定にかかわらず令和5年3月31日までとする。

議案第2号 会長及び副会長の選任について

湯沢市防災士の会規約第6条第4項の規定により、下記の者を湯沢市防災士の会の会長及び副会長に選任したいので、総会の承認を求める。なお、任期は令和3年2月10日から令和5年3月31日までとする。

令和3年2月10日 提出

記

職 名	氏 名
会 長	高橋 禎悦
副会長	高橋 榮
副会長	宮原 一保

議案第3号 幹事の指名について

湯沢市防災士の会規約第6条第5項の規定により、下記の者を湯沢市防災士の会の幹事に指名する。なお、任期は令和3年2月10日から令和5年3月31日までとする。

記

職名	氏名
幹事	菅野 和弘
幹事	武石 稔
幹事	今 朋子

議案第4号 事業計画（案）について

研修科目の精選

座学

- ◆ 防災リーダーの必要性・役割
- ◆ 地震災害の対応について
- ◆ 各種災害における避難のしかた
- ◆ 災害ボランティアセンターについて
- ◆ コロナ禍における避難及び避難所の開設・運営
- ◆ 雪害対応について
- ◆ 湯沢市の災害について
- ◆ 風水害の対応について
- ◆ 避難所の開設・運営
- ◆ 防災マップの活用について
- ◆ 湯沢市地域防災計画について

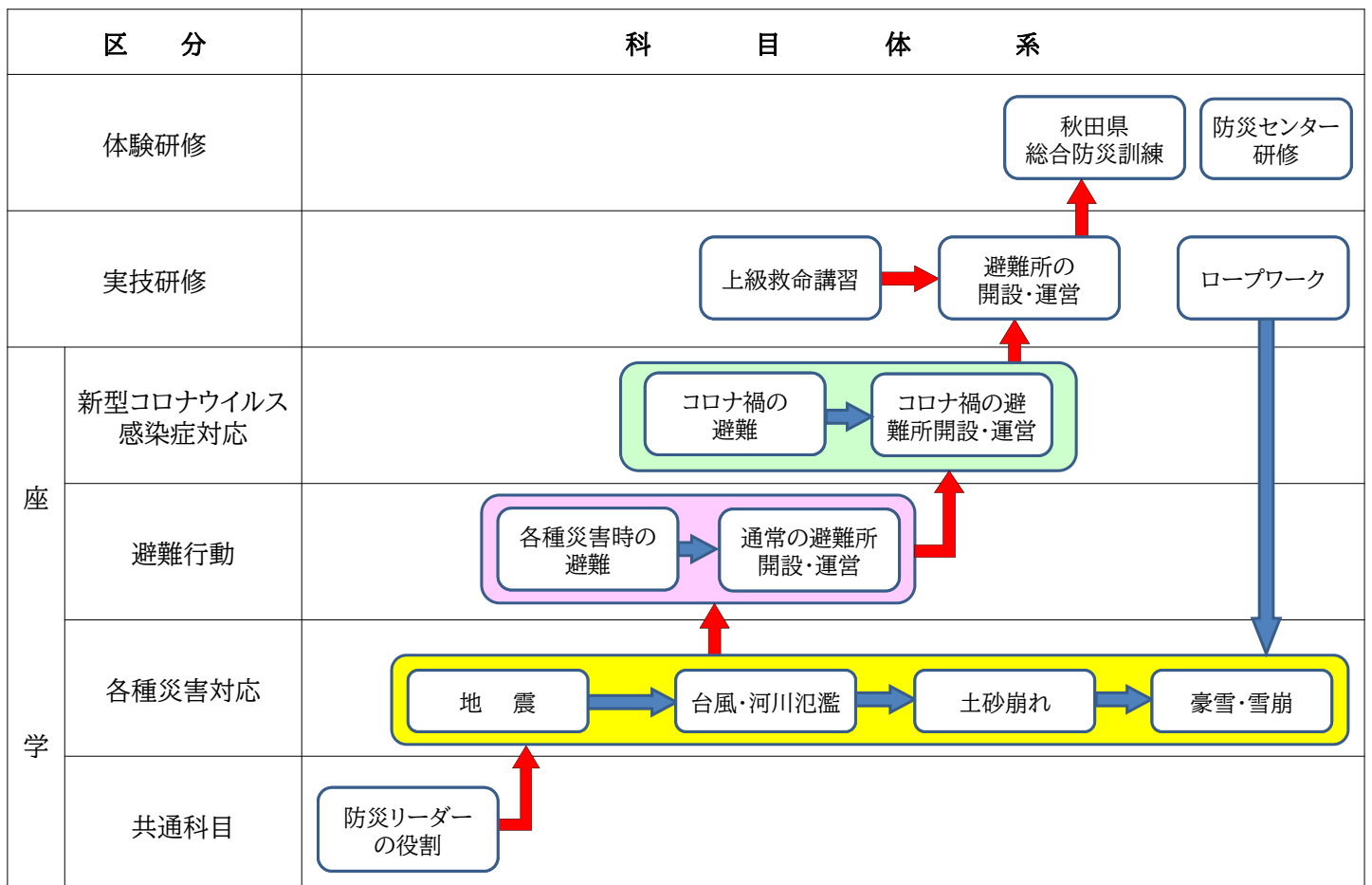
実技・研修

- ◆ 上級救命講習
- ◆ マイタイムライン講習会
- ◆ ロープワーク
- ◆ 防災センター研修
- ◆ 消防署研修(防災講話含む)
- ◆ 避難所対応訓練(HUG)
- ◆ 避難所の開設・運営訓練(コロナ禍を含む)
- ◆ 炊き出し訓練
- ◆ 被災地研修
- ◆ 自衛隊研修

体験学習

- ◆ 秋田県総合防災訓練
- ◆ 湯沢市雄勝郡水防訓練
- ◆ 湯沢市大規模震災等対応図上訓練
- ◆ 各地域の防災訓練(自主防災組織・町内会等計画)

科目体系表



令和3年度の活動について

年	3												4		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
全 般	<u>18</u> 打合せ会	<u>10</u> 会設立						<u>29</u> 秋田県総合防災訓練							
総 会 幹 事 会	<u>10</u> 設立総会		-----												
研 修 会						<u>27</u> #3研修会			<u>14</u> #6研修会			<u>14</u> #9研修会			<u>15</u> #12研修会
				<u>20</u> #1研修会		<u>25</u> #4研修会			<u>19</u> #7研修会			<u>18</u> #10研修会			
				<u>18</u> #2研修会			<u>29</u> #5研修会			<u>16</u> #8研修会				<u>15</u> #11研修会	
防災訓練等								<u>29</u> 秋田県総合防災訓練							

赤字研修会:体験型実習
青字研修会:希望者のみ

令和3年度研修実施要領(案)

	時 期	時間	研 修 内 容	要 領	場 所	講 師
第1回	4月20日(火) 18:30~19:30	1h	・ 防災リーダー必要性・役割 ・ 地震災害の対応について	座 学	市役所	事務局員
第2回	5月18日(火) 18:30~19:00	0.5h	・ 避難所の開設・運営(コロナ禍含む)	座 学	市役所	事務局員
第3回	6月27日(日) 10:00~11:30	1.5h	・ 避難所の開設・運営訓練	実 技	文化交流センター	事務局員
第4回	7月25日(日) 9:00~16:00	6h	・ 上級救命講習	座 学 実 技	消防署	消防職員
第5回	8月29日(日) 9:00~12:00	3h	・ 県総合防災訓練	実 技	市内	
第6回	9月14日(火) 18:30~19:30	1h	・ 風水害の対応について	座 学	市役所	事務局員
第7回	10月19日(火) 18:30~19:30	1h	・ 土砂災害の対応について	座 学	市役所	事務局員
第8回	11月16日(火) 18:30~19:30	1h	・ ロープワーク	実 技	市役所	事務局員
第9回	12月14日(火) 18:30~19:30	1h	・ 豪雪、雪崩の対応について	座 学	市役所	事務局員
第10回	1月18日(火) 18:30~19:30	1h	・ 各種災害時の避難について	座 学	市役所	事務局員
第11回	2月15日(火) 18:30~19:30	1h	・ 消防署研修(防災講話)	座 学	消防庁舎	消防職員
第12回	3月15日(火) 8:00~12:00	4h	・ 防災センター研修(由利本荘市)	研 修	消防学校	センター職員

※ 状況により、時期・内容について変更する場合あり、また第4、12回の研修については、参加者が少ない場合中止することもあります。